

被災車両に関する 自動車メーカー等の取組み

2013.8.7自動車再資源化協力機構(自再協)

主な取り組み

被災車両は通常の使用済自動車処理が行えないケースが想定されることから、経済産業省、環境省、日本自動車工業会、日本自動車輸入組合、自動車リサイクル促進センター、ART・THチーム、自再協は、2011年3月に「震災に伴う使用済み自動車処理に関する連絡会」を設置し対応方策の検討を行った。そして、被災車両処理の推進のために自動車製造業者等に引渡す際のエアバッグ類について以下を決定した。

1. 被災車両エアバッグ類の引取基準の緩和(モジュール状態での引渡し)
2. 被災車両エアバッグ類の専用処理ルート追加(モジュールの分解施設設置)

【周知活動】

- a. 災害救助法適用地域の事業者(約1,100社)に対し、「引取基準緩和」の案内実施。
- b. 日本ELVリサイクル機構および東日本自動車解体処理協同組合に対し、加盟各社への「引取基準の緩和」展開を要請。
- c. 定期的なFAX・郵送・HP掲載などによる周知活動を継続し、被災車両の処理促進を図る。

※2013年度は地域を限定し引取基準の緩和を継続中(継続地域:宮城県、福島県)

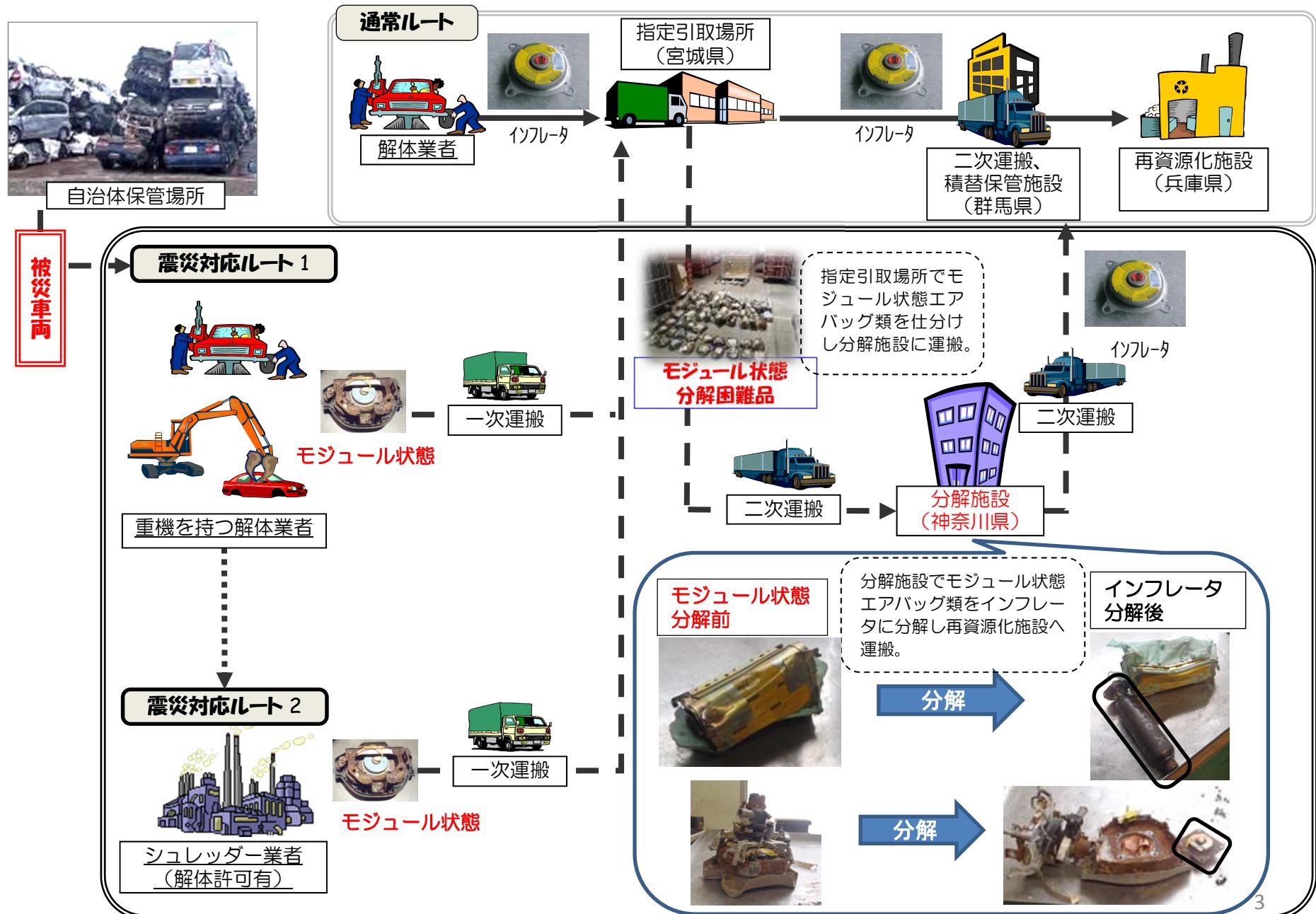
【費用負担】

- a. インフレータへの分解費用、分解施設までの運搬費用等は、自動車製造業者等(国内メーカー12社+輸入組合)で負担。

【処理促進】

- a. 引取基準緩和措置の実施状況確認、地域における被災車両処理の促進フォローを行うため被災自治体、関連事業者、指定引取場所等を延べ24回訪問。処理状況の現地確認・ヒアリング調査を行い、被災車両の処理実情に合わせた対応を実施、継続中。

被災車両のエアバッグ類の専用処理フロー図



モジュール状態エアバッグ類の引取実績

- 2011年6月：分解施設と契約締結し、2011年9月自動車リサイクル法 再資源化の認定取得。
- 2011年7月：指定引取場所にてモジュール状態エアバッグ類の引取を開始。
- 2013年6月末現在：4,519個(3,214台分)のモジュール状態エアバッグ類を引取済。

